



No.236

広 報

きたうら

人口と世帯数

2月1日現在

人 口 11,304(+ 7)

男 5,646(± 0)

女 5,658(+ 7)

世帯数 2,613(+ 1)

昭和59年3月発行・編集／茨城県行方郡北浦村役場



もうすぐ幼稚園

4月の幼稚園入園を間近に控えた、昭和59年度の入園児の健康診断が、2月23・24日の2日間行われました。教室には元気な子供たちでいっぱい、お友だちがすぐにできるなごやかなふんいきにつつまれていました。

投票日は3月25日

午前7時～午後6時

三月二十五日には、私たちにとって最も身近な村議会議員の選挙が行われます。議員定数が二十名とこれまでより二名減で行われる今回の選挙は、さきの公職選挙法改正後の初の村選挙となり、立候補受付期間もこれまでの二日から一日限りとなり、選挙運動期間も一週間から五日間と短縮されます。

また、村条例の制定により、選挙運動用

ポスターの掲示も、いわゆる野立看板が禁止され、村で設置した公営掲示板だけではできないこととなります。

このように、いろいろな改正が初めて取入れられた今回の選挙は、これから四年間の村政を任せる人を選ぶ非常に大切な選挙となります。

皆さんの貴重な一票を大切に、悔いのない一票を投じましょう。

あなたの一票が村政を担う

村議会議員一般選挙

議員定数20で初選挙

投票のできる人

今回投票できる人は、昭和五十八年十二月十九日以前（告示前日から三カ月前）から北浦村に住民票があり、昭和三十三年三月二十六日までに生れた方で、本村の選挙人名簿に登録されている方です。しかし、投票日当日までに転出届をした人は、その時点で投票はできなくなります。

投票注意点

あれこれ

投票日には、次のことに注意しましょう。



贈求受

贈らない

求めない

受け取らない

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届出が済んだときから、投票日の前日までです。

選挙運動は本来、自由であるべきですが、公正な選挙を行うためには、ある程度の制限はやむを得ませんので、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

このなかで、候補者、運動員、有権者の区別を問わず、すべての人に対して、原則として「禁止されている選挙運動」にスポットをあててみました。

戸別訪問

有権者の家をたずねて、投票を依頼するような行為は、「戸別訪問」としてすべて禁止されています。この場合「戸別」とは、必ずしも有権者宅に限らず、会社や工場も含まれます。

氣勢を張る行為

有権者の注目を集めるために自動車や自転車を

飲食物の提供

特定の候補者の選挙運動に関して、公選法で定められた湯茶や通常程度の菓子、運動員や労働者に対する一定額の範囲内の弁当などを除いて、飲食物を提供することは、それがいかなる名義であ

不在者投票

投票用紙には、一人だけの名前をはっきり書きましょう。せっかく投票しても、無効になってしまう意味がありません。

投票は自分が書くことが原則ですが、自分で字が書けなかつたり、からだか不自由で字を書けない人は、代理投票ができます。この場合、本人が投票所で投票管

理者に申し出てください。

三月二十五日の投票日に仕事や旅行など、やむを得ない事情で投票所へ行って投票できない人のために、不在者投票制度があります。

不在者投票のできる期間は、三月二十日から三月二十四日までの午前八時三十分から午後五時まで、役場の選挙管理委員会（総務課内）で行って

開票開始は午後7時20分

開票事務は、投票当日（25日）の午後七時二十分から、役場・大会議室で行います。なお、各候補者ごとの得票数は、選挙会の確定票発表後に、近く完成予定の無線放送施設を利用して村内一斉にお知らせする予定です。

不在者投票をする方は、投票所入票券・

選挙人名簿登録者数

S58.12.2現在

投票区別	登録者数
繁昌	1,565
山田	1,256
南高岡	506
小幡	911
行戸	614
小貫	1,318
両宿	1,301
三和	760
合計	8,231

候補者などの寄付

現職の議員はもちろん、立候補の意思のある人が、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合

その他の制限事項

署名運動や人気投票の公表の禁止。選挙期日後のあいさつ行為の禁止。



キレイな選挙を約束できますか？





おうちにはなにも しゃべらない

「おかあさん、ただいま。」
むすこのはずんだ声、背中のランドセルがまだカタカタと音をたてています。

「おかえりなさい。」
私は、安堵と溜息まじりの複雑な気持ちでむすこを迎えます。

私、四十三歳。主人と子供たち、四年生の女の子と二年生の男の子、四人家族です。子育てにも一区切りがつき、ふと見回すと隣近所みんな共働きで誰もいない。一人ひとりのこされた感じを受け、それが日増しに強くなり自分も働いてみたいという気持ちをどうすることもできなくなっていました。

「おかえりなさい。」
と声をかけてくれましたが、だんだんとそういう動作もなくなりしました。

ある日のこと、帽子をかぶらないで帰ってきたのに気づき、明日は必ず、帽子をかぶって帰ってくるようにいいました。ところが、むすこがかぶってきた帽子を見て、びっくりしたのです。

歯でくいちぎった大小の穴がたくさんついていたのです。思わずどなりえ、

「帽子さん、かわ



いた。そうこうしているうちに、とても良い勤め口があり、その職場にとびこんだのです。十何年もブランクがあり、勤めに出たのだから一生懸命でした。仕事になればなれるほど、他の人ができるのなら私にもできない事はないと思い、私もだんだんと遅くなり、遅い。そして鍵っ子にしてみました。時には主人よりも遅くなることもありましたが、最初は、むすこも飛んで来て、

「おかえりなさい。」
と声をかけてくれましたが、だんだんとそういう動作もなくなりしました。

ある日のこと、帽子をかぶらないで帰ってきたのに気づき、明日は必ず、帽子をかぶって帰ってくるようにいいました。ところが、むすこがかぶってきた帽子を見て、びっくりしたのです。

歯でくいちぎった大小の穴がたくさんついていたのです。思わずどなりえ、

「帽子さん、かわ

「おかあさん、おつとめやめたらさびしくなるでしょう。」
「お母さん、おうちにいたほうがいいかな。」
しばらくだまっていたむすこは、

「でも、お母さん、おつとめやめたらさびしくなるでしょう。」
「そうね。ちょっとはさみしくなるね。」
「ぼく、もう少し考えてみるよ。」
というのです。

二、三日が過ぎ、

「あのね。お母さん。ぼくがもう少し大きくなってなんでも自分でできるようにするまで、おうちにいてくれない。」
とすまなそうにいうのです。
「それにね。おうちが待っているから、ぼく元気にただいまっていいけど……。」
「でもね。おうちにはしゃべってくれないもの。」
そのひと言で私は、はっきり勤めをやる決心をしたのです。ちょうど勤めに出て八か月でした。そう決めてからは、私の気持ちは、なにかがふっきれたようにおだやかに



なっていました。
私の場合、勤めに出る事は失敗でした。主婦が外へ出て働くという事は、主人の協力、子供たちの協力がなければとてもむずかしい事です。今まで子供たちとべったりよりそって生活してきたのに突然つきはなされて、むすこはとまどってしまったのです。

主人は、勤め先でも、子供たち、今頃なにしているかな、あぶない事していないだろうかと心をくだいたそうです。

自分の事はかり考えていた事がすまなくなり、勤めをやめてからは、主人も、

「お母さんが家にしてくれるから、安心して会社へ行ける。」と笑いながらいうのです。ああ、だまって私を外に出してくれただけで、それなりに気がつかけてくれたのです。私は自分が恥かしく、また、主人に対して本当にすまなく思うのです。これから、もっと違った面で充実し



たくらしをしていこうと考えています。外に出て働いているから新しいのだ。夫や子供たちを守って家にいるから古い女性だ。ということにはならないということをしみじみと感じました。何しろ、

「ただいま。」
といっても、おうちは何もいらないのです。私は、すくなくともうれしい気持ちでむすこを迎え、

「おかえりなさい。」
といえるのです。

(茨城県PTA連絡協議会
発行・家庭教育実践事例集
「愛の記録」より)

新入学児の交通安全 お母さんが先生です

新入学（園）まで、あとわずかです。

いつでも、どこでもお子さんが安全に行動できるようにするために、日常生活のなかで、日ごろのお母さんの努力こそがものをいうのです。子供を交通事故から守るために、知ってもらいたいこと、ぜひお子さんに教えてもらいたいことを、まとめてみましょう。

具体的な 教え方を

●実際の体験を通して教えることが大切です。

通学、通園時間に合わせて、お子さんと一緒に通学（園）路を何回か歩いて、信号機の見方、横断歩道の正しい渡り方を指導するようにしましょう。



また、同じ道でも、時間や曜日によって交通事情が変わることも併せて教えておきましょう。

●子供には「あしてはいけないうちへ、こうしてはいけないうちへ」といっても、あまり効きめはありません。安全な行動を具体的に教えて実行させ、ほめながら教えると効果があります。

●道路を横断する前に、必ずいったん停止する習慣をつけさせましょう。それには日ごろから、曲り角では必ず止まるなどの習慣をつけて注意深い子供に育てましょう。

●道路で遊ばないように、ふだんから徹底して注意しまし



帰宅後の遊び にも注意を



●帰宅後、遊びに行つてよい範囲や帰宅時間などを決めて、子供にしっかりと守らせるようにしましょう。

●子供に自転車を利用させる場合には、子供の年齢や体力に適したものを選び、ときどきお子さんといっしょに点検や整備をしましょう。

＊ お子さんが、お母さんとの毎日の楽しい語らいのなかで、正しい交通ルールを理解し、お母さんのお手本によって、安全な行動を身につけられるように、温かい愛情をもって指導してあげてほしいものです。

昭和59年 年賀はがき
お年玉 当せん番号

1等 電子レンジ

A 組 869616
182626
A・B組共通 { 528616
476024

2等 折りたたみ式自転車

A 組 下5けた 18845
A・B組共通 下5けた 29663

3等 手紙セット(便せん・封筒・グリーティングカードのセット)

A・B組共通 下3けた
075・269

4等 お年玉切手シート

A・B組共通 下2けた
67・27・92

●お年玉引換期間 昭和59年1月20日▶7月19日

1等に寺坂さん
2等に小沢さん

北浦郵便局で年賀はがき「お年玉」の伝達

北浦郵便局でこのほど、お年玉付き年賀はがきの当せん者に対する賞品伝達式が行われました。

幸運の一等(電子レンジ)に当たったのは寺坂くに子(繁昌二〇一)さんで、鉾田町の職場の同僚からもらったものが当たったもので、山野局長から賞品の電子レンジを受け取りました。

また、二等の折りたたみ式自転車は、小沢正(繁昌一二

代理で電子レンジを受けとる寺坂幸夫さん



四四)さんに贈られました。

☆ お年玉付き年賀はがきの当せん番号は表のとおりです。もう一度、番号を確認して、早めに賞品と交換してください。

が見込まれています。さて、今年度の加入者も三月三十一日で共済期間が終了します。昭和五十九年度の加入申し込み受付を始めた。各地区の交通安全母の会の役員さんが、各家庭を訪問してとりまとめを行っていただきますので、ご家族そろって加入されることをおすすめします。ただし、幼稚園、保育園児、小中学生は各学校ごとに

四・八%)が加入し、これまでに二十二件の事故に対して、百六十七万円の見舞金を支払われています。見舞金は事故を起こしてから一年間請求できることになっていますので、この額よりも増えることが見込まれています。

県民交通災害共済に
家族そろって加入しましょう

県民交通災害共済は、交通事故防止と災害を受けた場合の救済を目的とした共済制度で、交通事故によって負傷した場合、その程度によって見舞金(下表)が支払われます。村では、五十八年度に小学生、幼稚園児、保育園児を含め四千九百八人(加入率四

とりまとめますので二重に加入しないように注意してください。なお、会費等は次のとおりです。

一、会費年間
大人 六百元
中学生以下 三百円
二、見舞金の額

加入及び給付状況

年度	人口	加入者数			加入率
		一般	中学以下	計	
56	10,912人	2,541人	1,874人	4,415人	40.5%
57	10,915人	2,824人	1,916人	4,740人	43.4%
58	10,956人	2,969人	1,939人	4,908人	44.8%

は、役の請求見舞金の場合の事故を起した故を又、かた、みの申し込加入参照)下表で(円ま百万、二万

善意



幼稚園へ
福袋「二百個」本戸い
ねさん・阿部ケイさん(繁昌)より。

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181以上の傷害	30万円
3	治療実日数151以上の傷害	25万円
4	治療実日数121以上の傷害	20万円
5	治療実日数91以上の傷害	15万円
6	治療実日数61以上の傷害	10万円
7	治療実日数41以上の傷害	8万円
8	治療実日数21以上の傷害	6万円
9	治療実日数8以上の傷害	3万円
10	治療実日数3以上の傷害	2万円
身障	身体障害者・1級2級該当	50万円

場住民課住民係(☎⑤211
1内線251)までご相談ください。